

事務連絡  
令和4年5月9日

各都道府県総務部  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

### 地方公共団体の職員の公正な採用について

職員の採用試験は、標準職務遂行能力及び適性の有無の判定を目的とするものであり、受験資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならないものです。

職員の採用に当たって、受験申込書、面接カード等採用関係書類、面接時の質問や適性検査等において、本籍地・出生地、思想信条、病歴、性的指向・性自認や家族の職業等、標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、地方公務員法第13条に規定する平等取扱いの原則に反しているとの疑念を受けかねないものです。

また、合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の身体検査・健康診断等については、就職差別につながるおそれがあります。

つきましては、全職種採用試験等について、改めて点検していただくようお願いします。

なお、別途送付するパンフレット「公正な採用選考をめざして」（厚生労働省作成）に掲載されている『「採用選考時に配慮すべき事項」～就職差別につながるおそれがある14事項～』（P5～P10）は、地方公共団体の職員採用においても原則として該当するものであり、点検に当たっては十分留意願います。

職員の採用は、面接等において、担当の職員のみならず多くの職員が関わるものであり、それらの職員一人一人が、「公正な採用選考」の趣旨を正しく認識した上で、採用を行わなければなりません。各地方公共団体におかれては、採用に関わる職員に対する啓発等について、更なる取組をお願いします。

職員への啓発等に当たっては、厚生労働省の協力により、各地方公共団体の要望に応じ、民間企業における公正採用選考の推進のための各種啓発資料を提供いただけるとともに、民間企業を対象とする研修会に地方公共団体の職員がオブザーバーとして参加することができますので、これらも積極的に御活用ください。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この趣旨を御連絡いただくとともに、貴団体が加入する一部事務組合等のもとより、市区町村のみが加入する一部事務組合等に対しても、この趣旨が徹底されますよう御配意願います。

連絡先

公務員課公務員第四係 川崎、西野、越山  
電話 03-5253-5544（直通）